ChatGPT

近時の日本の特許庁審査・審判実務にみる明確性要件の適用の変化

エグゼクティブサマリー

本調査の結論は、**近時の日本の特許庁実務では、従来なら「その文言は請求項に係る発明自体の構造・機能を特定しないから、新規性・進歩性判断上は実質的な限定として扱わない」と処理されることが多かったクレーム文言について、これに加えて、又はこれに代えて、特許法36条6項2号の明確性要件違反を独立に問題とする方向が、特に2025年から2026年にかけて顕在化している**、というものである。

もっとも、これは2025年又は2026年に明確性要件の審査基準自体が突然変更されたことを意味しない。現行審査基準は、明確性要件について「一の請求項から発明が明確に把握される」ことを要求し、サブコンビネーション・クレームについても、他のサブコンビネーションに関する事項によって請求対象自体の発明を明確に把握できなくなる場合を、以前から問題としている。現在の基本枠組みは、2015年10月の審査基準全面改訂で既に明文化されていた。 1

したがって、近時の変化は、**「法規範の新設」より「既存規範の適用場面の拡張・積極化」**と捉えるのが正確である。ユーザー提供資料である高石秀樹「近時の特許庁審査・審判実務にみる明確性要件の積極的適用」（2026年10月13日）は、2025年夏以降の訂正・異議・拒絶査定不服審判の複数事例を整理し、この現象を「積極的適用」として捉えている。特に同資料8頁以下は、従来の「発明要旨から実質的に外して新規性・進歩性を判断する」ルートと、近時の「そのような非特定的文言が存在すること自体を36条6項2号違反とする」ルートを対比している。filecite turn0file0

本調査の主要結論	評価
最も明確な制度的転換点	2015年のPBP最高裁判決と同年の審査基準全面改訂。PBPについて「不可能・非実際的事情」がない限り明確性違反とする運用は、真正の意味で明確性審査を強化した。 2
サブコンビネーションについての基準	2015年から現行基準に明文で存在する。他装置の記載が請求対象自身の構造・機能を特定するなら意味を持ち、そうでなければ新規性等で差異にならず、場合によっては明確性問題にもなる。 3
2022年までの裁判例に見える典型的処理	「請求対象を特定しない外部事項」は発明要旨上の意味を持たせない、という処理が前面に出る。令和3年（行ケ）10056「情報処理装置」が重要。 4
2025〜2026年の実務上の変化	同じ問題を「限定として効かない」で終わらせず、「何を権利対象としているか第三者が予測できない」として明確性違反まで認定する事例が相次いで観察される。特に他装置の動作、利用者属性、用途・効果、除くクレームが高リスク。 filecite turn0file0
2026年の正式な審査基準改訂との関係	「除くクレーム」について正式に改訂された中心は新規事項の基準であり、明確性要件を定める第II部第2章第3節自体に、近時の運用を新たに定式化する基本改訂がされたわけではない。したがって「実務先行型」の変化と評価するのが妥当。 5

本調査の主要結論	評価
裁判所の姿勢	関係的記載やサブコンビネーション記載を一律に違法・不明確とはしていない。2013年「液体インク収納容器」事件は、他装置との関係からでも請求対象の発明概念が明確なら明確性を肯定しており、近時運用にも限界線がある。 6
実務上の最重要対策	「誰が使うか」「相手装置が何であるか」「相手装置が何をするか」「何のためか」をそのまま請求項に置かず、それが**請求対象自身の入力・処理・出力、構造、制御条件、データ構造等にどう反映されるか**に翻訳すること。補正時には新規事項禁止との両立が必要。 7

特に重要なのは、**「文言が限定として効かない」ことと「文言が不明確である」こととは、本来別の問題である**点である。2013年の知財高裁判決が示すように、外部装置との関係で請求対象を定義すること自体は禁止されていない。問題となるのは、外部事項と請求対象との間に、当業者が客観的に理解できる技術的な結び付きがあるかである。近時の特許庁実務は、この**technical nexus（技術的結節）**を従来以上に厳格に要求する方向にある、と整理するのが適切である。 8

法的基準と時系列の変化

特許法36条6項2号は、特許請求の範囲について「特許を受けようとする発明が明確であること」を要求する。特許庁の現行審査基準は、その理由を、請求項が新規性・進歩性等の判断対象であると同時に、成立後には特許発明の技術的範囲を定める基礎となるため、一つの請求項から発明を明確に把握できなければならないことに求めている。 9

この明確性要件の歴史を理解するには、三つの流れを区別する必要がある。

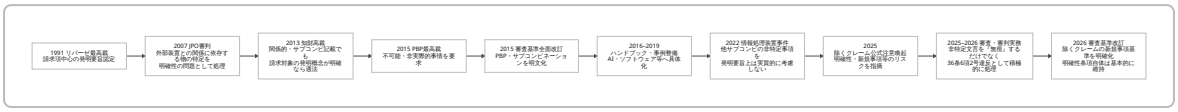
第一は、**発明要旨認定の流れ**である。最高裁平成3年3月8日判決、昭和62年（行ツ）3号、いわゆる「リパーゼ事件」は、原則として特許請求の範囲の記載に基づいて発明を認定し、請求項の技術的意味が一義的に明確でない等の特段の事情のある場合に明細書を参酌する、という出発点を形成した。現在の特許庁の新規性・進歩性審査もこの判例を基礎としている。 10

第二は、**明確性を独立した権利設定要件として厳格に適用する流れ**である。その代表が2015年6月5日のPBP（product-by-process）最高裁判決である。最高裁は、物の発明を製造方法で特定した請求項について、原則として製法そのものではなく、その製法により得られる物と構造・特性等が同一の物を含むと解しつつ、そのような記載が36条6項2号を満たすには、出願時に物を構造又は特性で直接特定することが不可能又はおよそ実際的でない事情を要するとした。特許庁は判決直後に審査・審判の取扱いを見直し、同年の審査基準改訂に反映した。 11

第三が、本稿の中心である、**サブコンビネーション、除くクレーム、利用者属性・用途・効果等を、請求対象自身を技術的に特定する文言へ変換することをより強く求める流れ**である。この考え自体は古く、ユーザー提供資料が取り上げる不服2003-23305、2007年1月22日審決でも、インク収納容器について外部の記録装置との位置関係に依存する機能を記載したことで、収納容器自体から発明を特定できないとして明確性が問題となっていた。つまり2025年に突然誕生した考えではない。filecitefileturn0file0

一方、知財高裁平成24年（行ケ）10312、2013年3月29日「液体インク収納容器」事件は、他のサブコンビネーションとの関係による限定だからという理由だけで明確性違反とはならず、プリンタとの関係も含め、請求対象であるインクタンクの発明概念が明確に特定されるのであれば36条6項2号を満たすとの方向を示した。この判決は、今日の積極的適用の**重要な限界線**である。 6

変化を時系列にすると、次のように整理できる。



この図で特に注意すべきなのは、2022年から2026年への変化である。2022年「情報処理装置」事件に象徴される従来型の発想では、他の装置にしか関係しない事項を「請求対象の構造・機能を特定しないから、発明要旨認定上の意味を持たない」と処理できた。ところが、ユーザー提供資料が収集した2025〜2026年の事例では、同じ性質の文言について「請求項中に存在するのに、どのように請求対象を特定するのか分からないため、権利範囲を予測できない」として36条6項2号を適用する例が現れている。 4
filecite turn0file0

したがって、近時の変化を一文で表せば、

> **「限定効果がない文言」として新規性・進歩性の場面で捨象する処理から、「そのような文言を請求項に置くこと自体が権利範囲を不明確にし得る」とする記載要件上の処理への重心移動**

である。

ただし、これはカテゴリー的ルールではない。外部事項が請求対象自身に客観的な構造・機能・動作上の制約を与えるなら、その事項は依然として有効な発明特定事項となり得る。2013年判決と現行審査基準を合わせて読むと、線引きは「他者・他装置の事項が書かれているか」ではなく、**それによって請求対象自身にどのような技術的状態が必然的に生じるのかを当業者が把握できるか**である。 8

審査基準・審査ハンドブックの改訂史

近時の変化を「審査基準の変更」と断定すると実態を誤るため、正式な改訂履歴と現場運用を分けて見る必要がある。

時期	正式資料・変更内容	明確性実務への意味	改訂理由・評価
2015年6月	PBP最高裁判決後、特許庁が取扱いを見直し。PBPを含む案件について審査・審判運用を調整。 12	PBPについて36条6項2号を独立・強力に適用する契機。	最高裁判決との整合確保。
2015年10月	「特許・実用新案審査基準」を全面改訂。明確性、第II部第2章第3節にPBP・サブコンビネーション等を体系化。 13	**現在の基本的な明確性フレームの成立時点。** サブコンビネーションについても明確性と新規性・進歩性の双方の扱いを整理。	基準を簡潔・明瞭化し、事例を充実させ、国際的にも理解しやすい体系へ再編することが全面改訂の狙い。 14
2016年4月	PBPについて審査ハンドブック2204・2205等を更新。 15	「不可能・非実際的事情」の主張・立証方法を具体化。	2015年最高裁後の予測可能性向上。
2016年9月	品種改良等により得られる動植物など、PBPの「事情」に関する具体例を追加。 16	最高裁基準の機械的適用を避け、具体例で線引きを補助。	実務上の疑義への対応。

時期	正式資料・変更内容	明確性実務への意味	改訂理由・評価
2018年4月	審査ハンドブック改訂。ソフトウェア関連記載の整理、PBP明確性に関する裁判例等を附属資料に反映。 [17]	明確性の基本規範自体を変更したというより、適用例を充実。	新技術・裁判例への追随。
2019年1月	AI関連発明の事例をハンドブックに追加。 [18]	AI・データ処理発明で、入力・処理・出力を技術的に明記する必要性が実務上より重要に。	AI発明の急増に対応した事例整備。
2022年4月	マルチマルチクレームを省令で制限。 [19]	36条6項の請求項記載全体の形式的規律は強化されたが、本稿の「明確性」本体の転換とは別問題。	審査負担・第三者理解等の改善。
2025年4月	特許庁が「『除くクレーム』とする補正について」を公表。明示されていない引用文献表現等をそのまま除外すると、明細書を用いてその意味を解釈できず、明確性等の問題が生じ得ることを注意喚起。 [20]	**近時の変化を示す重要な公式シグナル。** 除外文言は単なる形式的差分ではなく、技術的範囲の予測可能性を問われる。	「除くクレーム」の利用増加と、適切な審査への実務上の要請への対応。
2026年7月	審査基準を改訂し、「除くクレーム」の新規事項判断を明確化。 [21]	改訂の中心は第IV部の新規事項であり、**第II部第2章第3節の明確性基準そのものが新しい法理に書き換わったわけではない。**	「引用発明との重複だけ除けば常に新規事項ではない」との誤解を避け、ケースごとの技術的検討を徹底。

現行審査基準の明確性判断で重要なのは、「用語が国語的に読めるか」だけではない。請求項の文言を明細書、図面及び出願時の技術常識を踏まえて理解しても、**請求項に係る発明を一義的ないし十分予測可能な形で把握できるか**が中心である。機能・特性による物の特定、サブコンビネーション、PBPなどは、この観点から特に注意を要する類型とされている。 [22]

サブコンビネーションについては、明確性基準と新規性・進歩性基準をセットで読む必要がある。例えばサーバとクライアント、プリンタとインクカートリッジ、送信機と受信機のように、一方だけを請求する場合、他方に関する記載が**請求対象自身の構造・機能を特定しているのであれば**発明特定事項として意味を持つ。しかし、他方を説明しているだけで請求対象自身には何の相違も生じないのであれば、新規性・進歩性上の差異にはならない。さらに、その関係の仕方自体が不明であれば、明確性違反となり得る。 [23]

ここに近時実務の変化がある。**以前は後半、すなわち「新規性・進歩性上の差異にならない」という結論で処理が完結することが多かったのに対し、近時はその前段階で「そもそも何を特定しているのか」という36条6項2号の問題を併せて立てる例が目立つ**のである。ユーザー提供資料18頁の比較表は、この差を「従来型（要旨認定から除外）」対「特許庁の新傾向（明確性要件違反）」として明示的に整理している。 filecite turn0file0

なお、2018年、2019年、2024年等にも各種審査基準・ハンドブック改訂は存在するが、本調査で確認した公式改訂資料からは、2015年以降、36条6項2号の基本テスト自体を2025〜2026年に新しく変更した痕跡は確認できなかった。したがって、**「2025年改正によって明確性が厳しくなった」という説明は不正確**である。

むしろ、2015年から存在する規範を、従来は要旨認定の問題として処理していた場面にも独立して適用し始めた、と見るべきである。 24

主要裁判例・審判例の分析

以下では、近時の変化を理解するために特に重要な事件を、法的意味ごとに整理する。裁判例については事件番号を併記したので、引用した裁判例全文掲載資料又は裁判所判例検索で事件番号から原文を確認できる。審判・訂正・異議事件については、J-PlatPatの審決公報等で事件番号から確認するのが基本となる。2025〜2026年の一部は、最終審決ではなく拒絶理由・訂正拒絶理由段階であることに注意が必要である。 25

年月日・事件	問題となった記載	判断・要旨	本稿との関係
最判1991.3.8 昭和62年（行ツ）3「リパーゼ」	請求項と明細書の関係	原則として請求項の記載に基づいて発明要旨を認定するという基本線。 10	「不要な文言を無視する」問題の前提となる発明要旨認定論。
不服2003-23305、審決2007.1.22「液体吐出記録装置及び液体収納容器」	インク容器の機能を、容器外の発光・受光要素との位置関係に依存して定義	容器自体からその機能・範囲を判断できず、明確性を欠くとされた。 filecite turn0file0	「外部装置依存の特定＝明確性」という考えが2007年には既に存在したことを示す。
知財高判2013.3.29 平成24年（行ケ）10312「液体インク収納容器」	プリンタ側の構成との関係でインクタンクを特定	他サブコンビネーションとの関係で書かれていることだけを理由に不明確とはせず、請求対象であるインクタンクの発明概念を明確に把握できるかを基準とした。 6	**近時の積極適用に対する重要な限界。** 関係的記載自体は禁止されない。
最判2015.6.5 平成24年（受）1204・2658「プラバスタチンナトリウム」	PBPクレーム	物の構造・特性で直接特定することが不可能又はおよそ実際的でない事情がないPBPを明確性の観点から厳格に扱う。 26	36条6項2号を権利範囲の予測可能性確保のため積極的に用いる代表的最高裁判例。
知財高判2022.2.10 令和3年（行ケ）10056「情報処理装置」	請求対象とは別のサーバ等の機能を記載	他のサブコンビネーションの事項が請求対象自身の構造・機能を特定しないなら、請求対象発明を特定する意味を有しないとの考え方。 4	**「従来型」処理を象徴。** 限定として効かない事項を要旨認定上、実質的に取り除く。

年月日・事件	問題となった記載	判断・要旨	本稿との関係
知財高判2022.8.4 令和3年（行ケ）10090「噴射製品および噴射方法」	「粘膜への刺激が低減された」等の作用・効果文言	効果・目的的記載を付加しただけで当然に請求範囲が技術的に減縮されるわけではないとして、訂正要件を厳格に検討した。[27]	明確性そのものの判決ではないが、「効果を書けば限定になる」という発想を否定する重要な補助線。
不服2024-9413、審決2025.6.24「ショベル用のプログラム」	別の装置・環境側の事項をプログラムの請求項に付加	提供資料によれば、当該事項がプログラム自身の構造・機能をどのように特定するか不明として明確性を問題とし、補正の減縮性も否定。filecite turn0file0	**近時型の典型。**「限定効果なし」と「明確性違反」が接続する。
不服2024-10363、審決2025.12.9「セミクローズ家具」	他の椅子状家具の構成・配置を、請求対象家具の請求項に記載	提供資料によれば、他家具の事項が請求対象家具をどう特定するのか理解できず明確性違反。他方、新規性・進歩性でもその事項には実質的意味を与えなかった。filecite turn0file0	**新旧二つの処理が同一事件内で並存する極めて重要な例。**
訂正2025-390092	プログラム請求項に「通信相手方端末が携帯電話であるものを除く」等を追加	提供資料によれば、相手方端末の属性はプログラム自身の構造・機能を特定せず、訂正目的と明確性の双方が問題とされた。請求は後に取り下げられており最終審決ではない。filecite turn0file0	除くクレームを「対象自身の特定」という観点で審査する近時傾向。
訂正2026-390051	他装置の動作、ユーザが「子供」であること等	提供資料によれば、他装置の動作や利用者属性が請求対象システム自身の構造・機能を特定しないとして明確性が問題化。filecite turn0file0	利用者属性・他装置挙動への積極適用例。
異議2026-700168、700348	スマートフォン等の他端末の種別・表示動作等	提供資料によれば、同様の理由で明確性が問題とされた。filecite turn0file0	2025〜26年の現象が単一事件に閉じないことを示す観察例。

2013年「液体インク収納容器」と近時事件との対照は特に重要である。2013年判決は「他装置を記載したからアウト」ではない。例えば、インクタンクの形状・位置・光学的関係が、プリンタとの関係を通じてインクタンク自身の客観的構造を規定しているのであれば、その関係的定義には技術的意味がある。[6]

これに対し、2025〜2026年に問題になっている典型は、

「サーバプログラム。ただし通信相手の端末が携帯電話である場合を除く」

「監視システムであって、利用者が子供である」

「プログラムであって、相手側端末が一定の画面表示をしない」

といったタイプである。これらでは、同一のサーバプログラム、同一の監視システム、同一のプログラムが、**誰と通信しているか、誰が使っているか、相手端末が後で何をするかによって、特許発明に含まれたり含まれなかったりし得る**。この点が第三者の権利範囲予測を難しくする、というのが提供資料が抽出する近時の特許庁の問題意識である。filecite turn0file0

ここから導かれる判定式は、概念的には次のようになる。

外部事項 E → 請求対象 C 自身の技術的特徴 F が客観的に導かれるか。

EからFが導かれるなら、関係的記載であっても許容される余地が大きい。Eが単に外部主体の属性や行動を述べるだけで、Cが技術的に全く同じままなら、「限定として意味を持たない」という新規性・進歩性上の問題と、「なぜこの文言が権利範囲を左右するのか理解できない」という明確性上の問題が同時に発生しやすい。この整理は、2013年判決、2022年「情報処理装置」判決、現行審査基準と近時審判実務を最も矛盾なく説明できる。 28

目的・効果についても同じである。「耐力を向上させるため」「刺激を低減する」「初心者向けである」といった表現は、それだけで具体的な構成差を生み出すとは限らない。2022年「噴射製品」事件に加え、知財高裁令和7年（ネ）10042、2025年9月25日「締結金物」事件でも、目的・効果的表現を加えるだけで先行技術との差異となるわけではないことが示されており、明確性事件そのものではないものの、近時特許庁の考え方と共通する背景が見える。 29

なお、後者を「明確性違反を認定した判例」と引用するのは適切でない。重要なのは、裁判所も一貫して、**ラベル、用途、効果、外部事情ではなく、それが請求対象の技術的内容をどのように変えるか**を重視していることである。

審査・審判運用と近時の実例

特許庁の現行実務を、審査官側の思考順序に引き直すと、概ね次の四段階として理解できる。

まず、請求項が何を対象としているかを確定する。次に、他装置、利用者、用途、効果、除外事項等の各文言が、その請求対象自身にどのような構造・機能・制御・データ上の制約を与えるかを検討する。第三に、それが具体的に特定できるなら新規性・進歩性の差異として評価する。最後に、技術的限定としては意味を持たないのに請求範囲の包含・除外を左右するように読める場合、36条6項2号の明確性を問題とする、という構造である。これは現行明確性基準と新規性・進歩性基準を合わせて読んだ分析である。 3

審査官は、明確性違反を通知するとき、単に「36条6項2号に違反する」とだけ述べるのではなく、問題の請求項と、なぜ発明を明確に把握できないかを具体的に示すことが予定されている。また、請求項が著しく不明確で合理的な補正方向すら予測できない場合には、先行技術調査の対象を制限する運用も審査基準・審査実務上存在する。 30

近時の事例から、実際の拒絶・訂正拒絶のロジックを再構成すると、以下の違いが見える。

クレーム記載	従来型の典型的処理	近時見られる追加的処理
「サーバであって、クライアントがXをする」	Xがサーバの構造・機能を変えなければ、Xを差異として新規性・進歩性を認めない。 31	Xとサーバとの技術的関係が分からず、請求範囲が不明確として36条6項2号。filecite turn0file0
「プログラム。ただし通信相手が携帯電話であるものを除く」	除外による新規性回復の有無、新規事項を中心に検討。	同一プログラムが相手方属性で権利内外に分かれること自体を明確性上問題視。特許庁も2025年から除くクレームの明確性リスクを公式注意喚起。 20
「システムであって、ユーザが子供／初心者である」	利用者属性がシステムを技術的に変えない限り、先行技術との差になりにくい。	「ユーザが誰であるか」で同一システムの権利帰属が変わるなら不明確との評価が生じ得る。 filecite turn0file0
「耐力を向上させるための…」	構造差がなければ新規性・進歩性上の限定効果が弱い。	どの構成によって、どの条件下で、どの程度の効果が出るのか分からなければ明確性問題にも発展。 29
PBP	製造方法から物を理解。	2015年以後は、構造・特性で直接特定できるのに製法だけで特定すれば、それ自体が明確性違反となり得る。 32

除くクレームは現在、特に注意すべき領域である。特許庁は2025年4月の公式資料で、引用文献に書かれた表現等をそのまま「除く」部分に持ち込む場合、その表現が当初明細書にないため、通常の発明特定事項のように明細書・図面を参照して意味を確定できないことを指摘している。そして除外内容によっては、進歩性だけでなく明確性、新規事項等の問題が生じ得る。 20

さらに2026年7月の審査基準改訂では、除くクレームについて、「引用発明と重複する部分を取り除くだけなら当然に新規事項ではない」という機械的理解を避け、補正後の発明に新たな技術的事項が導入されるかをケースごとに判断する趣旨が明確化された。 21

これは明確性とは別要件であるが、実務上は非常に重要である。明確性拒絶を解消するため、

> 「相手端末が携帯電話であるものを除く」

を

> 「車種情報を受信し、所定種別であるか判定する処理を実行する」

などと書き換えれば、請求対象自身の処理としては明確になりやすい。しかし、その「車種情報」「判定処理」が当初明細書等に直接かつ一義的に導かれなければ、今度は17条の2第3項の新規事項問題が生じる。補正戦略は**明確性と新規事項を同時に満たさなければならない**。 7

この意味で、近時の積極的な明確性適用は、単に拒絶理由が一個増えたという話ではない。従来なら「その限定は進歩性には効きません」と言われて済んだ文言について、現在は、

限定として効かない → 削除又は具体化が必要 → しかし具体化には新規事項制約がある → 登録後なら訂正要件の制約も加わる

という手続的な圧力が強くなっている。ユーザー提供資料18頁も、この点を、出願中と権利化後の双方で従来型処理より厳しい帰結を生むものとして整理している。turn0file0

権利化後への影響は特に無視できない。登録時には「限定として意味を持たないが特段問題なし」と受け取られていた他装置・利用者・効果文言についても、侵害訴訟や無効審判で36条6項2号が独立に主張される余地が生じる。この点は、まだ最高裁・知財高裁による2025〜26年型の運用の最終的承認が存在するわけではなく、**将来の裁判所による統制を待つ領域**である。提供資料もこの波及可能性を指摘している。
turn0file0

また、2026年3月公表の「審判実務者研究会報告書2025」が、一般論点として「測定方法と明確性要件」及び「クレームで用いられている用語の解釈と明確化」を正面から取り上げたことも注目される。同研究会には産業界、弁理士、弁護士、裁判官（オブザーバー）、審判官が参加しており、少なくとも明確性が現在の審判実務上の重要論点として意識されていることは公式にも確認できる。 33

文献レビューと統計的に見えること

近時実務を評価する際には、資料の証拠価値を分けて考える必要がある。

まず一次資料として最も重要なのは、特許庁の現行審査基準である。ここから確認できるのは、**「2025年から新しい明確性テストが導入された」のではない**こと、サブコンビネーション等に関する基本的な法理が少なくとも2015年の全面改訂以降存在していることである。 1

次に、裁判例を見ると二つの方向が存在する。2013年「液体インク収納容器」は、外部装置との関係で定義すること自体を許容し、2022年「情報処理装置」は、請求対象を何ら特定しない他装置事項には発明要旨上の意味を認めない。この二つを組み合わせると、裁判所の基準は比較的首尾一貫しており、**関係的限定の形式ではなく、それが請求対象の技術的内容を実際に特定するか**を問題にしていると評価できる。 34

実務家の解説としては、飯島歩による2022年「情報処理装置」事件の評釈が、サブコンビネーション・クレームの他方の構成が請求対象自身の構造・機能を特定しない場合、その事項を発明要旨に実質的に取り込むべきでないという判決の射程を詳細に分析している。これは近時の明確性処理との対比に有用である。 35

2015年PBP最高裁後の学術・実務文献では、設樂隆一のPBP最高裁判決に関する論考、高林龍のPBPクレームの将来展望などが、最高裁の明確性論がクレーム・ドラフティングと権利範囲に及ぼす影響を分析している。PBP論は本稿のサブコンビネーション問題とは異なるが、**「権利範囲の不確実性を、要旨解釈だけでなく36条6項2号で制御する」という日本実務の方向性**を理解する上で重要である。 36

より基礎的には、前田健『特許法における明細書による開示の役割』は、開示と権利範囲との制度的関係を分析しており、明確性・サポート・実施可能要件を単なる形式的記載ルールではなく、第三者との権利範囲の境界設定として理解するための理論的背景を与える。 37

また、橋本康重「特許の日本語」は、特許請求項における主語の省略、抽象化、技術用語、複雑な修飾関係等が日本語としての曖昧さを生じさせる問題を扱っている。近時の明確性実務は法的にはそれより狭い問題であるが、「何を、誰が、どの対象に対して行うのか」をクレーム文中で明示する必要性という意味では現在でも実務的価値が高い。 38

そして、2026年10月13日付の高石秀樹論考は、2025年夏以降の最新の訂正審判、異議、拒絶査定不服審判を横断して、従来型の要旨認定処理と明確性要件による処理を比較した点で、本テーマに最も直接的な実務家資料の一つである。同資料18頁の比較表、23頁の「危険な記載／書換え例」は、とりわけ実務上有用である。turn0file0

ただし、この資料については一つ重要な留保がある。収録例の中には、**訂正拒絶理由通知・異議の取消理由通知等の段階にとどまり、最終審決又は裁判所判決まで確定していないものが含まれる**。したがって、「特許庁の確定判例法が全面的に変わった」とまでいうのは早い。より適切な評価は、**「審査・審判部門で既存の明確性基準を積極的に適用する運用が複数事件で観察される」**である。filecite turn0file0

統計については、ここに重要なデータ上の限界がある。特許庁「特許行政年次報告書」・「特許庁ステータスレポート」は、拒絶査定不服審判、無効審判、異議申立て等の全体件数・処理状況を公表しているが、通常の公表統計では、**拒絶・維持・取消しの結果を「36条6項2号明確性」「36条6項1号サポート」「29条2項進歩性」のような拒絶理由別にクロス集計していない**。そのため、公開標準統計だけから「2023年の明確性拒絶率◯%、2026年は◯%」という時系列を作ることはできない。 39

統計指標	公開資料からの入手可能性	本調査での扱い
特許出願、審査、拒絶査定不服審判等の年間総件数	入手可能。JPO Status Report等に掲載。 40	背景統計として利用可能。
拒絶査定不服審判の全体的な結果	集計資料あり。	明確性だけの傾向を示すことはできない。
36条6項2号を含む拒絶査定不服審判の年間件数	標準公表統計では理由別集計を確認できず。	信頼できる「件数推移」は作成しない。
明確性拒絶の解消率・審判逆転率	同上。	母集団・分母がないため算定不能。
2025〜26年の「他装置・ユーザ属性・除くクレーム」型事例	提供資料で、少なくとも複数の拒絶査定不服審判、訂正、異議事件を確認。filecite turn0file0	**症例系列としては有力だが、統計的母集団とは扱わない。**
明確性が審判上の重要論点になっていること	2025年度審判実務者研究会が「測定方法と明確性要件」「用語の解釈と明確化」を一般論点として選定。 33	定量統計ではないが、問題意識の強さを示す定性的指標。

したがって、「明確性拒絶が何%増えた」といった数値的断定は、現時点の公開資料からは裏付けられない。本調査から言えるのは、**事例の質的変化についてはかなり強い証拠があるが、その頻度を母集団ベースで示す統計は不足している**というところまでである。

この点は研究上も重要である。将来、J-PlatPatの審決全文データを事件単位で収集し、「36条6項2号」「明確性」「サブコンビネーション」「除く」「利用者」等をコード化すれば、2015〜2026年の理由別時系列分析が可能になるが、それは特許庁公式統計そのものではなく、独自データセットによる実証研究となる。

実務対応と結論

近時の傾向を踏まえると、クレーム・ドラフティングの基本原則は、**「外部事実を、請求対象自身の技術的特徴へ翻訳する」**ことに集約できる。

ユーザー提供資料23頁の書換え例も、まさにこの発想で整理されている。以下の表では、同資料の考え方を現行審査基準と組み合わせて実務戦略として再構成した。filecite turn0file0

高リスクな書き方	なぜ危険か	原則的な書換え方向
「通信相手である車両が商用車でない」	車両の属性だけが変わり、請求対象装置自身の構成・機能が変わらない可能性。	「車種情報を受信し、その情報に基づいて所定処理を選択する」等、**自己の入力・判定・処理**へ変換。
「端末が地図情報と渋滞情報を同一画面に表示しない」	相手端末の後続動作によりサーバ等の権利範囲が変わる。	「地図表示用データと渋滞情報表示用データを別個の表示領域／データ単位として生成・送信する」等、自己側処理を限定。
「ユーザが初心者である」「利用者が子供である」	人の属性は、それ自体ではシステムの技術的構造を変えない。	熟練度指標、年齢情報、操作履歴等の**技術的に取得可能な入力値**と、それに応答する処理で規定。
「耐力を向上させるため」「刺激を低減するため」	目的・効果だけでは、どの構造が限定されるのか分からない。[29]	寸法、材料、配置、荷重条件、測定条件、制御量等、効果を生む具体的構成へ落とす。
「引用文献Xに記載された装置を除く」	引用文献の表現は当初明細書にないことが多く、除外境界の解釈・新規事項の双方が問題化。[41]	当初明細書に根拠のある積極的構成A+B+Cによる差別化を優先。除くクレームを使う場合も、除外対象を客観的・技術的に特定。
PBP「方法Xにより製造された物」	物を構造・特性で表せるのに製法のみで定義すると明確性問題。[32]	原則として物自身の構造・特性でクレーム化。不可能・非実際的事情があるときはその根拠を明細書・意見書で説明。

ただし、補正段階では「明確な表現に書き換えればよい」で終わらない。例えば出願当初のクレームが「利用者が初心者である」としか書いておらず、明細書にも「熟練度スコアを受信して閾値判定する」という具体的処理が開示されていないのに、拒絶理由後にその処理を追加すれば、新規事項となる可能性がある。17条の2第3項は、補正を当初明細書等に記載した事項の範囲内に限定している。[42]

したがって、**最も有効な対策は出願時の明細書設計**である。請求項に用途、ユーザ属性、外部装置動作等を用いる可能性がある場合、明細書には、それらが請求対象自身の技術構成にどう投影されるかについて複数段階の具体化を用意しておくべきである。例えば、

「利用者が初心者」

だけでなく、

「利用者属性情報を取得する」

「属性情報に基づいて熟練度を判定する」

「熟練度が閾値以下の場合に制御モードAを選択する」

「制御モードAでは出力頻度／警告閾値／UI構成を変更する」

という補正用の階層を、当初から明細書に開示しておくのである。このようなドラフティングは、明確性への対応だけでなく、進歩性上の差別化及び将来の訂正余地の確保にも資する。新たな処理を後付けできないことが、新規事項規制の基本原則だからである。[7]

除くクレームについては、一層保守的な戦略が望ましい。「除くクレーム」自体は日本法上当然に禁止されておらず、新規性欠如等を解消できる場合があることを特許庁自身が認めている。しかし、2025年の公式注意喚起と2026年改訂を踏まえると、「引用文献の文章をコピーペーストして除けばよい」という実務は危険である。除外集合の境界が客観的に理解できるか、請求対象自身に技術的意味を持つか、除外後に新たな技術的事項が導入されないかを別々にチェックすべきである。 41

意見書による反論も依然として有効である。外部事項を用いたクレームに明確性拒絶が出たからといって、常に削除・補正が必要とは限らない。2013年「液体インク収納容器」事件のように、外部装置との関係が請求対象自身に具体的な構造・機能上の制約を必然的に与えるのであれば、

「外部事項Eが満たされると、請求対象Cには必ず技術的特徴Fが存在する」

「したがって、同一のCが外部事情だけで権利範囲内外を行き来するわけではない」

「当業者は明細書・図面及び技術常識からFを一義的に理解できる」

という三段論法で反論する余地がある。 8

逆に、請求対象が技術的に全く同じなのに、第三者側の行為や利用者の属性だけで侵害・非侵害が変わるクレームでは、意見書だけによる維持は近時ますます難しくなると予想される。これは特にソフトウェア、通信、AI、プラットフォーム、IoTで重要である。一つのシステムが複数主体・複数端末から構成されるため、「誰が何をするか」を誤って別主体側に置くと、明確性だけでなく、侵害立証・単独実施主体の問題まで生じやすい。AI関連発明について特許庁が2019年以降入力・処理・出力を具体化した事例を多数整備してきたことも、この種のクレームでは技術的処理を明示することが重要であるという実務的背景と整合する。 18

測定値・機能的表現についても同様である。「高い」「低い」「向上する」と結果だけを書くのではなく、必要に応じて測定対象、測定条件、測定方法、比較基準を開示しておく方が安全である。2025年度審判実務者研究会が「測定方法と明確性要件」を明示的な検討テーマとしたことは、この問題が現在も実務的な争点であることを示す。 33

最終的には、近時の実務を次の三層に分けて理解するのが最も妥当である。

第一層は、確立した法理である。リパーゼ最高裁、2015年PBP最高裁、現行審査基準によって、請求項は第三者が発明と権利範囲を予測できる程度に明確でなければならず、発明を特定しない文言を形式的に付加するだけでは特許性を生じない。この部分は安定している。 43

第二層は、2015年以降既に存在していたが、近時適用が目立つ既存ルールである。サブコンビネーションについて、他装置事項から請求対象自身がどのように特定されるか分からなければ明確性を欠き得る。この規範は2015年審査基準に既に存在し、2007年の審判例にも萌芽がある。 14 filecite turn0file0

第三層が2025〜2026年の新しい実務的重心である。かつて新規性・進歩性の要旨認定で「意味を持たない」と処理していた他装置の動作、利用者属性、除外条件、用途・効果等について、独立した明確性違反として処理する例が複数現れている。これは拒絶・訂正拒絶・異議というより強い手続的効果をもたらし、登録済み特許の無効理由にも理論上波及し得る。もっとも、2025〜26年の通知事例の一部はまだ最終審決・裁判所判断を経ておらず、この運用の限界を知財高裁・最高裁がどこに置くかは未確定である。
filecite turn0file0

したがって、現時点で最も正確な総括は、**「日本の明確性要件の条文・審査基準そのものが近年突然厳格化した」のではなく、2015年までに整備された“請求対象自身を明確に特定せよ”という規範を、2025〜2026**

年の特許庁が、サブコンビネーション、除くクレーム、ユーザ属性、目的・効果等に対して従来より独立かつ積極的に適用し始めている」というものである。

そしてクレーム作成上の最も堅牢な原則は、次の一文に集約できる。

「他者が誰であるか、他装置が何をするか、何のために使うか」ではなく、それによって「請求対象自身が、何を受け取り、何を判断し、何を実行し、どのような構造・状態になるのか」を請求項に書く。

この原則こそが、近時の特許庁の積極的な明確性適用、新規性・進歩性の発明要旨認定、2026年の除くクレーム運用、新規事項規制、そして将来の侵害訴訟における権利範囲解釈を最も一貫して乗り切るドラフティング戦略である。 44

1 3 9 22 〖第 II 部〗 明細書及び特許請求の範囲　第2章　特許請求の範囲の記載要件 | 特許・実用新案審査基準
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html

2 12 プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査基準及び審査・審判の取扱いについて | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/product_process/C.html

4 31 知財みちしるべ
https://www.furutani.co.jp/matsushita/003/0031/00313/

5 21 審査基準の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/r8_shinsa_kijun_kaitei.html

6 8 28 34 〖裁判例：平成24(行ケ)10312〗知財ポータルサイト『IP Force』
https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/1086

7 42 〖第IV部〗 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正　第2章 新規事項を追加する補正 | 特許・実用新案 審査基準
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/04_0200.html

10 23 43 〖第III部〗特許要件　第2章　新規性・進歩性（特許法第29条第1項･第2項） | 特許・実用新案 審査基準
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_0200.html

11 26 〖プロダクト・バイ・プロセス・クレーム 最高裁判例〗平成24(受)1204 - 知財ポータルサイト『IP Force』
https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/10690

13 14 「特許・実用新案審査基準」の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/h27_kaitei.html

15 「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/h280330.html

16 「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/h2809.html

17 「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/h3003.html

18 「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/handbook_shinsa_h3101.html

19 特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令（令和4年2月25日経済産業省令第10号） | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou_20220225.html

20 41 44 「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html

24 特許・実用新案審査ハンドブックー審査ハンドブックの追加・改訂について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/index.html

25 審判制度に関するQ&A | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/shinpan/index.html

27 29 知財みちしるべ
https://www.furutani.co.jp/matsushita/006/

30 〖第Ⅰ部〗 審査総論　第2章 審査の手順 | 特許・実用新案 審査基準
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/01_0200.html

32 プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査の取扱いについて | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/product_process/

33 審判実務者研究会報告書2025の公表について | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai.html

35 サブコンビネーション発明の要旨認定に関する情報処理装置事件知財高裁判決について – イノベンティア
https://innoventier.com/archives/2022/06/14779

36 プロダクト・バイ・プロセス・クレームの均等論適用解釈論（設樂・高林・田村論文）: そーとく日記
https://thinkpat.seesaa.net/article/442922717.html

37 CiNii Books - 特許法における明細書による開示の役割 : 特許権の権利保護範囲決定の仕組みについての考察
https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB09645447

38 特許の日本語
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jtje/12/0/12_0_9/_article/-char/ja

39 40 JPO Status Report 2026 | Japan Patent Office
https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/statusreport/2026/index.html